

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和8年3月6日

独立行政法人水資源機構
千葉用水総合管理所長
土田百合子
(公印省略)

1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、当機構で予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は、作業項目毎に必要な技術者の人数等を記載して提出して下さい。
なお、参考見積書の様式は問いません。
- (2) 提出期間：令和8年3月6日（金）から令和8年3月13日（金）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前9時から午後5時まで
- (3) 提出先
独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所長 土田百合子 宛
【担当】管理課 西牧
〒276-0028 千葉県八千代市村上3139
TEL 047-483-0722 FAX 047-483-0709

(4) 提出方法

書面は持参、郵送または、FAX（社印があること）により提出するものとします。
（社印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の明記により省略可能）

4. 参考見積内容

(1) 業務基本条件

- ① 本歩掛参考見積は、印旛沼における深浅測量に必要な技術者の員数及び日当り標準作業量を見積りするものとします。
- ② 見積りする員数は、単位数量当たりとし、数量の増減に伴う補正及び複数検討する場合の複合補正が必要な場合は、その補正方法を記載するものとします。

【例】

単位数量当たり歩掛に対する補正： $○○ \times n + \triangle\triangle$ (n:対象数量)

なお、補正等が必要な場合は、作業項目毎に基準歩掛及び補正等を明記するものとします

③ 調査数量及び計測時（冬期）の印旛沼想定諸元は下記の通り。

作業項目	実施数量
現地踏査	49 側線
観測	49 側線
横断図面作成	49 側線
点検整理	49 側線

計測想定時の印旛沼諸元

印旛沼水位 Y.P. +2.3m

最大水深 3m 以下

平均水面幅 513m（別紙1 平均測量幅参照）

- ④ 作業に必要なとなる測量船は、受注者において準備するものとする。
- ⑤ 各経費（機械経費、材料費等）については、各種直接人件費の合計額に対する割合として必要な率を明記するものとします。
- ⑥ 参考見積書の有効期限は令和8年3月31日までとします。
- ⑦ 参考見積書の提出年月日を記入するものとします。
- ⑧ 見積りの金額は、消費税を含まないものとします。

(2) 業務作業項目、作業内容

① 現地踏査

作業項目	作業内容	単位作業数量
現地踏査	<p>(1) 測量区域（印旛沼）の地形・水深・航行条件・障害物などを事前に把握し、安全かつ効率的な深浅測量を実施するための基礎情報を収集する。</p> <p>(2) 実施内容（詳細）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 湖面状況、航路、既存データ（地図等）の確認 ② 気象条件等の確認 ③ 測量船の進入・係留場所の選定 	49 側線あたり

② 観測

作業項目	作業内容	単位作業数量
観測	<p>印旛沼における指定49側線（横断ライン）に沿って、シングルビーム音響測深による深浅データを取得する。また、観測時は波浪・濁度・水草の状況を確認し、機器設定・補正值等の調整を行う。</p>	49 側線あたり

③ 横断図作成

作業項目	作業内容	単位作業数量
横断図作成	<p>観測データを基に、湖底形状を表す横断地形図を作成し、設計や維持管理の基礎資料として活用できるよう整理する。なお、図面の縮尺は（1/100）とする。</p>	49 側線あたり

④ 点検整理

作業項目	作業内容	単位作業数量
点検整理	データ処理後の成果が正確であることを確認し、提出可能な品質に統一するための点検・整理作業を行う。	49側線あたり

(3) 業務費の構成と歩掛見積徴取範囲

- ① 本歩掛参考見積を適用する工事費（業務費）の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（各編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。
- ② 歩掛参考見積徴取範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、上記（2）「業務作業項目、作業内容」を実施する為に必要な技術者の人数等を徴取します。

(4) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和7年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

- (1) 提出期間：令和8年3月6日（金）から令和8年3月10日（火）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所：3. (3) に同じ。
- (3) 提出方法：3. (4) に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：令和8年3月11日（水）から令和8年3月13日（金）まで
- (2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。